

違反車両3台に警告書を交付しました！

～特殊車両指導取締り実施(今年度2回目)～

旭川開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の取締りを行いました。

計測車両6台のうち3台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

特殊車両を通行するには道路管理者の許可が必要となります。(道路法第47条の2第1項)

- ・ 交通上の支障となり**重大な事故を引き起こす可能性**
- ・ 橋や路面舗装を傷つけ、**道路附属物の破損を起こす一因**

これらの防止に向け

国土交通省では違反者対策の強化(※)を進めています。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」下記参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html (国土交通省ホームページ)

記

- 1 実施日時 令和3年10月6日(水) 13:30～15:30
- 2 実施場所 一般国道40号 蘭留^{らんる}車両計測所(上川^{かみかわ}郡比布^{ひふ}町北12線14号:別紙参照)
- 3 取締結果 計測車両 全6台 うち違反車両 3台
(違反の内容) 無許可 3台
(指導の内容) 警告書交付 3台

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

公物管理課 課長 椿 知宏 (0166-32-2072)

上席管理専門官 蘭幡 憲二 (0166-32-4592)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



●第2回目 実施場所 蘭留車両計測所(上川郡比布町北12線14号)



出典: 国土地理院

今年度第2回目の特殊車両取締りを実施しました。 @比布町北12線14号



取締り協力依頼中



寸法測定（長さ）



寸法測定（高さ）



寸法測定（幅）



重量測定

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

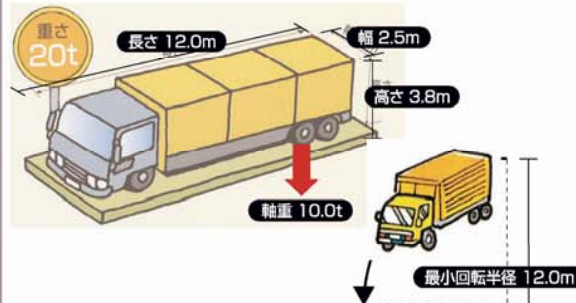
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

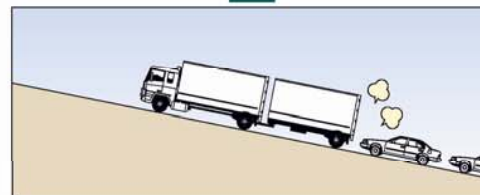
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを
妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。

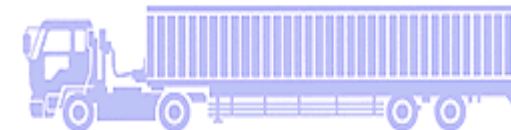


●舗装のひび割れの様子。

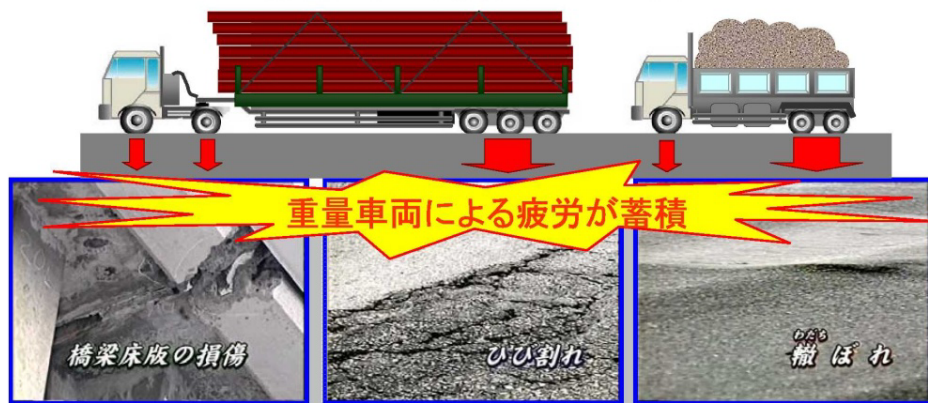
国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-2311 FAX: 011-729-7118

特殊車両通行許可制度について、もっと詳しく知りたい方はこちらまで。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/tokusya/index.htm>

過積載車両が道路に損傷を与えます



違反車両が道路に及ぼす影響



車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。

仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。



【舗装に与える疲労イメージ】

【床版に与える疲労イメージ】

特車申請方法 (オンライン申請)

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請ができます。
窓口に出向かなくても新制や許可証の交付が受けられるほか、様々な利点があります。

※詳しくはHPへ→

特殊車両 オンライン

検索

特殊車両取締りを実施



道路法ほか各種法令遵守意識の向上のため、全道各地において不定期に特殊車両の指導取締りを実施しています。

道路脇に設置された“指導取締基地”等に車両を引き込み、重量・寸法を計測します。

なお、違反車両については、道路管理者と警察とが一体となって取締ります。

